

高血圧名誉専門医に関する規程

第1条

特定非営利活動法人日本高血圧学会（以下本学会）は高血圧専門医（以下専門医）資格を一定期間以上保持し、本邦における高血圧医療の向上と国民の福祉に貢献するとともに、専門医制度の発展を支えた本学会会員に対し、敬意を表するため高血圧名誉専門医（以下名誉専門医）の称号を認定し授与する。

第2条

名誉専門医の候補者は次の各項の条件を全て満たすことを要する。

1. 更新歴のある専門医であること
2. 専門医更新を辞退すること
3. 専門医認定終了日（3月31日）に満65歳以上であること
4. 継続して本学会会員であること

第3条

専門医制度委員会は、毎年1回専門医更新辞退希望者について前条の条件審査を行い、候補者を選定して理事長に報告する。

第4条

理事長は名誉専門医候補者に対して、理事会の議決を経て名誉専門医の称号を授与する。

第5条

第2条の規定にかかわらず、専門医制度に著しく貢献したと認められる者に対しては、専門医制度委員会で選考し、理事会の議決を経て、名誉専門医の称号を授与することができる。

第6条

名誉専門医は本学会の会員である限り終身の称号とする。

第7条

名誉専門医は専門医の標榜はできない。本学会ホームページで名簿を公開する。

第8条

この規程の改廃は、専門医制度委員会及び理事会の議決による。

第9条

附則

1. この規程は2019年8月19日から施行する。
2. 2019年3月31日に専門医更新を辞退し、辞退時に第2条の1, 3, 4項を満たす本学会会員は2020年に限り第3条の審査対象とする。